

二六 即位後朝見の儀

○内閣告示 第五号

- 一 国の儀式として、即位後朝見の儀を行う。
 - 二 即位後朝見の儀は、昭和六十四年一月九日、宮中において行う。
 - 三 即位後朝見の儀の細目は、宮内庁長官が定める。
- 昭和六十四年一月七日

内閣総理大臣 竹下 登

〔官報〕号外特第1号 昭和64年1月7日

皇室事項

〔前略〕

即位後朝見の儀

時刻、参列者が宮殿の春秋の間に参集する。

時刻、皇太子、親王及び親王妃が皇族休所に参集される。

次に参列者が正殿松の間の所定の位置に列立する。

式部官が誘導する。

次に天皇が皇后とともに正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇太子、親王及び親王妃が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に天皇のおことばがある。

次に内閣総理大臣が御前に参進し、奉答する。

次に天皇が皇后とともに御退出になる。

前行、供奉、随従は、お出ましのときと同じである。

次に参列者が退出する。

服装 モーニングコート又はこれに相当するもの

参列者の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官及び内閣法制局長官

衆議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、議員若干人及

び事務総長並びに参議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員

長、調査会長、議員若干人及び事務総長並びに国立国会図書館長

最高裁判所長官、最高裁判所判事及び最高裁判所事務総長

特記した認証官以外の認証官

都道府県の知事及び議会議長の代表各二人

市町村の長及び議会議長の代表各二人

以上の者の配偶者

〔官報〕号外特第2号 昭和64年1月7日 土曜日

○宮内庁告示 第二号

一月九日午前十一時、宮中において、即位後朝見の儀を行われた。天皇陛下のおことば及び内閣総理大臣の奉答は、次のとおりである。

おことば

大行天皇の崩御は、誠に哀痛の極みであります。日本国憲法及び皇室典範の定めるところにより、ここに、皇位を継承しました。深い悲しみのうちにあって、身に負った大任を思い、心自ら肅然たるを覚えます。

顧みれば、大行天皇には、御在位六十有余年、ひたすら世界の平和と国民の幸福を祈念され、激動の時代において、常に国民とともに幾多の苦難を乗り越えられ、今日、我が国は国民生活の安定と繁栄を実現し、平和国家として国際社会に名誉ある地位を占めるに至りました。

ここに、皇位を継承するに当たり、大行天皇の御遺徳に深く思いをいたし、いかなるときも国民とともにあることを念願された御心を心としつつ、皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすことを誓い、国運の一層の進展と世界の平和、人類福祉の増進を切に希望してやみません。

内閣総理大臣の奉答

謹んで申し上げます。

大行天皇には、国民の切なる願いもむなしく崩御あらせられ、誠に哀痛措くところを知りません。

ここに、皇位を継承せられた英^{まい}遭なる天皇陛下から、日本国憲法を遵守し大行天皇の御徳業を継承するとともに、国運の一層の進展と世界の平和、人類福祉の増進を切望するところをおことばを賜りました。

国民一同、日本国憲法の下、天皇陛下を国民統合の象徴と仰ぎ、世界に開かれ、活力に満ち、文化豊かな日本を建設し、世界の平和と人類福祉の増進のため、更に最善の努力を尽くすことをお誓い申し上げます。

平成元年一月十一日

宮内庁長官 藤森 昭一

〔官報〕号外特第2号 平成元年1月11日 水曜日